

歴史まちづくり行政について

令和7年8月8日
国土交通省都市局

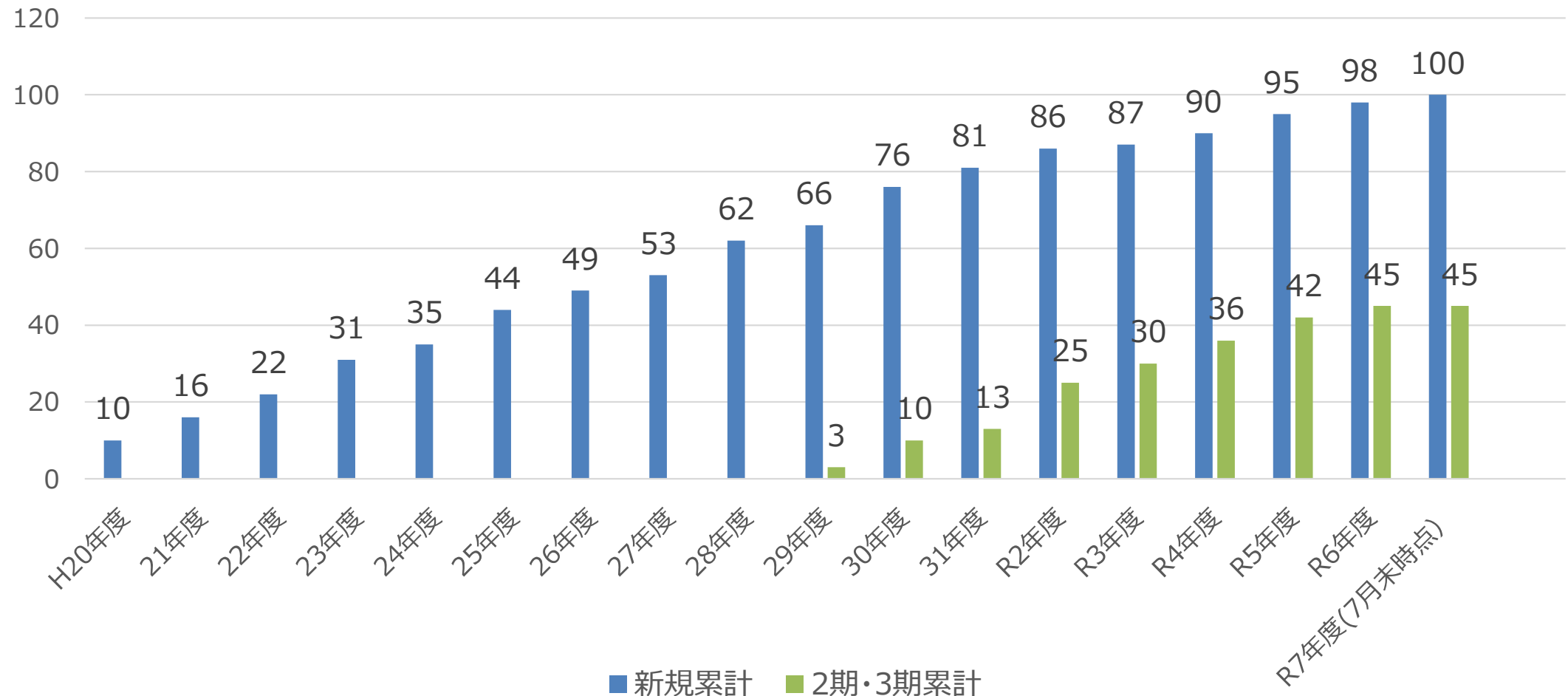
1. これまでの振り返り（法制度、成果）
2. 歴史まちづくりの方向性－懇談会を受けた素案
3. その他（歴まち法の運用等のあり方について）

1. 歴史まちづくりの振り返り (制度の補足、これまでの成果)

歴史的風致維持向上地区計画の認定都市数の推移（R 7 年 7 月末）

- H20年の法制定以降、認定都市数は着実に増加してきたものの、近年はやや増加ペースが落ちる傾向。
- H29年以降では、1期計画の完了に伴い2期計画認定都市も（1期計画完了都市の約9割が2期計画策定）。

（認定数）



計画認定以外の制度（歴史的風致形成建造物）

- 市町村は、歴史的風致維持向上計画に記載した指定方針に基づき、歴史的風致の維持向上のために保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定できる。
- 歴史的風致形成建造物に指定されると、建造物の所有者に管理義務や増築等に関する届出義務が生じるが、所有者は管理・修理に関して文化庁の技術的指導を求めることができる。

■指定実績（令和7年3月末現在）

1,089件を指定

町家などの歴史的建築物だけではなく、庭園や水路・石垣等の土木施設にも幅広く活用



佐々木邸(京都市)



大谷忠吉本店(白陽酒造)建造物群(白河市) 金沢城惣構跡 西内惣構跡(金沢市)



津山城宮川門跡石垣(津山市)

■歴史的風致形成建造物制度を活用した取組事例

指定建造物の修理・修景・復元のほか、東日本大震災の被災建造物の復旧にも活用



街なみ環境整備事業を活用した塀の復元整備への助成(京都市)



街なみ環境整備事業を活用した歴史的風致形成建造物の修理への助成(白河市)

計画認定以外の制度（歴史的風致維持向上地区計画）

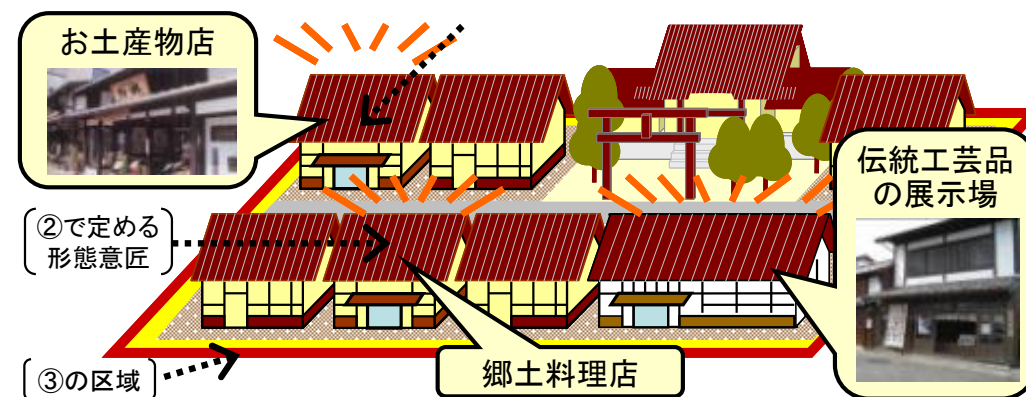
- 歴史的風致維持向上地区計画制度とは、地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするものである。

■実績（令和5年3月末現在）

2地区（白河市、太宰府市）

■歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定

- 土地利用の基本方針を定め、下記項目を設定
 - ①地域の歴史的風致にふさわしい用途、規模
 - ②形態意匠に関する事項
 - ③上記の建築物の建築を認める区域
- 用途地域による制限にかかわらず、①～③を満たす建築物の建築が可能となる。



歴史的風致維持向上地区計画の活用イメージ

事例（福岡県太宰府市）

- 国特別史跡 太宰府政庁跡前面の道路沿いの用途規制を緩和し、住宅及び店舗付き住宅のみ認められていた地区において、喫茶店や飲食店の専用店舗を立地可能とした。



政庁通り



イメージ

歴史まちづくりに関する主な支援措置

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象

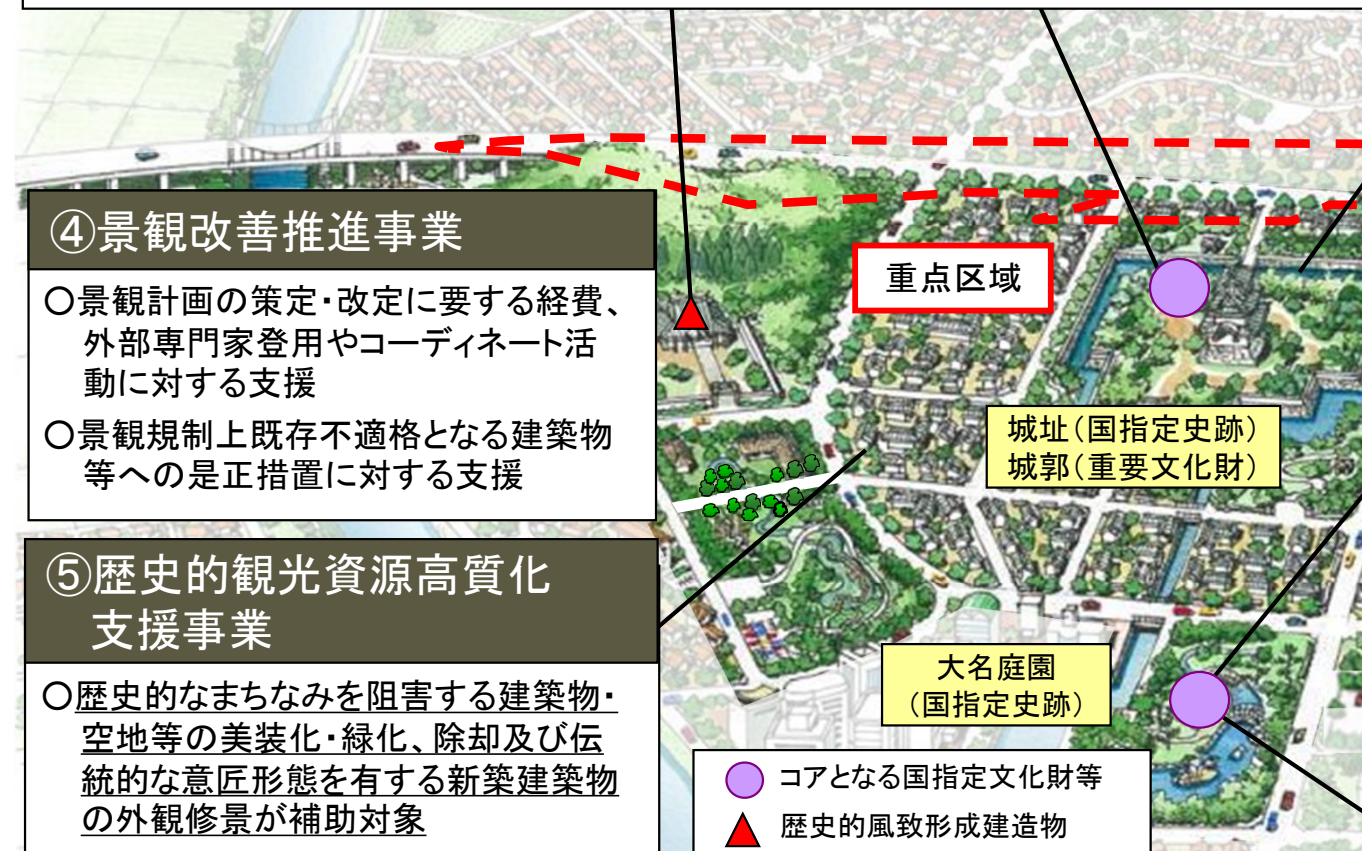
⑥全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

⑦高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

- 国指定等文化財について、上質で思い切った活用を図る高付加価値なコンテンツの造成を支援
- 観光拠点の核となる文化財の高付加価値化改修・活用整備・美観向上等を支援
- 補助率5%加算

⑧日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業

- 文化財の魅力向上につながる一体的な整備を行う
- 補助率5%加算



重点区域

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)

- コアとなる国指定文化財等
- ▲ 歴史的風致形成建造物

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

- 歴史的風致を維持・向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、税制の特例措置を講じている。

所得税・法人税等

- ・歴まち計画に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



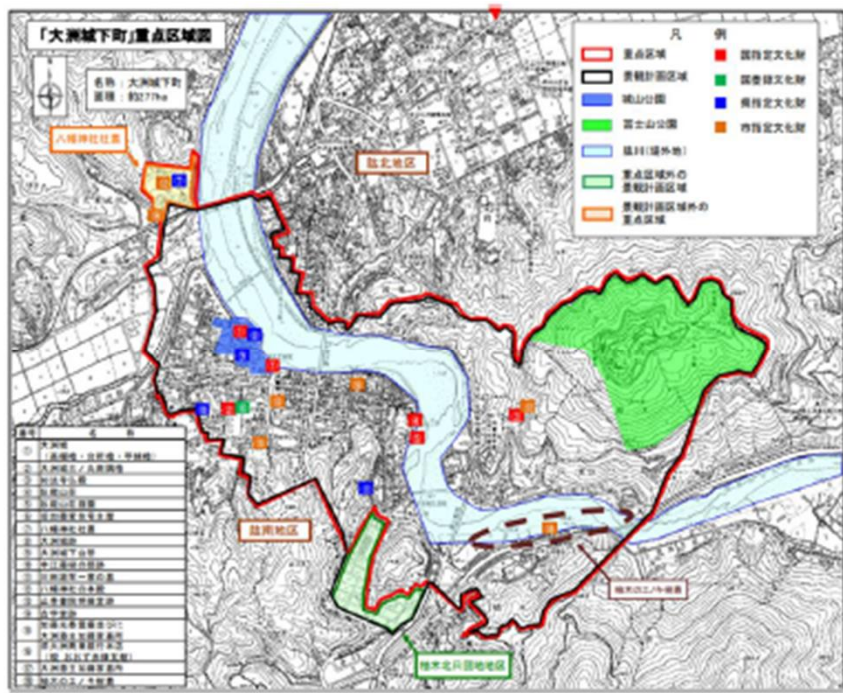
相続税

- ・歴史的風致形成建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**

イメージ



- 愛媛県大洲市には明治・大正・昭和といった古くからのまち並みを含む多くの歴史・文化的な地域資源が残っており、景観計画（H21）、歴史まちづくり計画（H24）を策定し、地域資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。
- 民都機構や地域金融機関による支援等も通じ、古民家リノベーション等の民間事業者による地域資源を活用したまちづくりが進み、周辺で31件もの歴史的建築物の再生が行われ、地域全体で新規事業者の進出、新たな雇用の創出など、地域経済の発展に大きく寄与している。



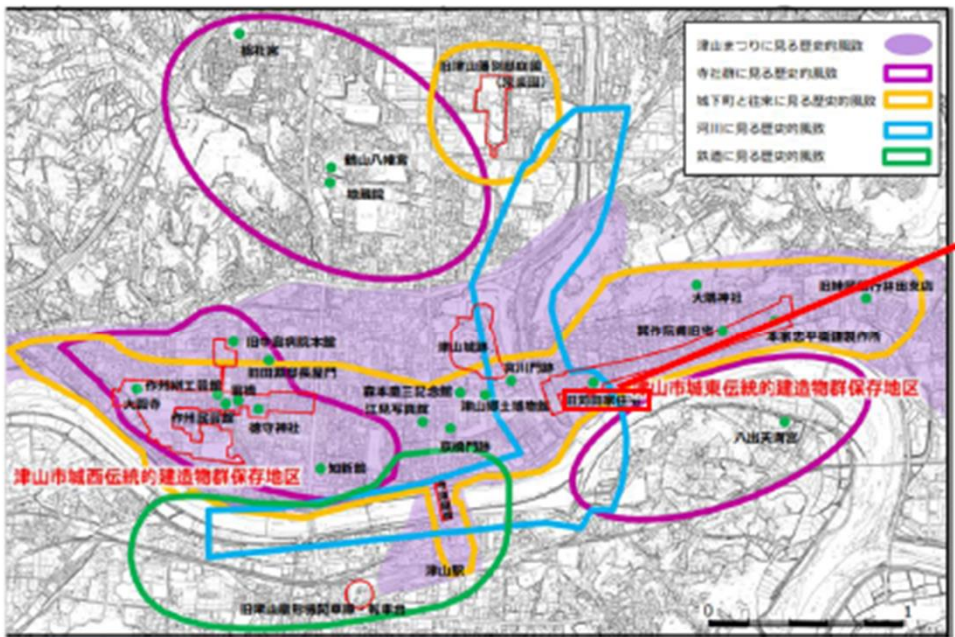
＜古民家再生等によるまちづくりの効果（2022年11月時点）＞

項目	進出事業者数	新規雇用者数	年間人件費	年間売上	地域内調達率	再生した歴史的建築物	住民の事業賛同意識
成果	20事業者	71人	65,694千円/年	160,452千円/年	市内 43.8% 県内 82.5%	31棟	90.3%
備考	2022年度末	2022年11月現在 正規27人 非正規44人	2022年11月現在 正規44,190千円 非正規21,504千円	2021年 決算ベース	2021年 決算ベース	2022年度末	前回調査 80.0%

出典：STORY BOOK【大洲まちづくりブック】（一般社団法人キタ・マネジメント）より引用、国土交通省都市局作成

- 津山市に寄付された伝統的建造物に指定されている 4 棟の町家を改修し、公共施設等運営権を設定されたスモールコンセッ ション方式により、付加価値の高い宿泊施設として運営。
- 歴史的町並みの保全・活用や、周辺環境の整備に関する事業等と一体となって、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と 人々の営みが一体となった「歴史的風致」の形成に貢献。
- 岡山版ミシュランガイドで最高評価を獲得するなど、付加価値の高い宿泊施設として整備・運営。

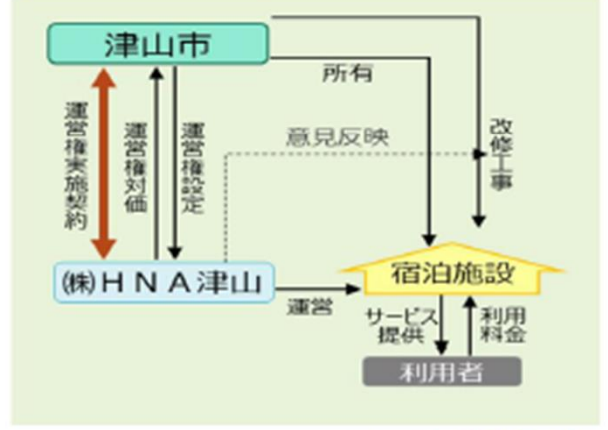
※津山市歴史まちづくり計画：H21年認定



旧菊田家付属町家群整備事業



○事業スキーム【コンセッション方式、20年】



城下多目的広場整備事業



歴史的風致維持向上事業（城東地区周辺無電柱化）

出典：津山市歴史的風致維持向上計画

出典：津山市提供資料

歴史まちづくりの成果③：固有の伝統文化の保存・継承（静岡県浜松市）

- 浜松市では、平成17年に12市町村が合併。旧市町村の地域行事をもとに12の歴史的風致が設定された。
- 現在、市、地域住民、市内の大学生や教員からなるNPO団体や一般社団法人が連携し、各地の伝統行事の維持・継承に向けて取り組んでいる。

※浜松市歴史まちづくり計画：R4年認定

地域固有の行事を重視した歴史的風致の設定

広大な市域の各地に、社寺や営みを核とした地域固有の祭礼行事が点在している。歴史まちづくり計画では12の歴史的風致を設定。その多くで祭礼や神事などの地域固有の伝統行事が風致の名称になっている。

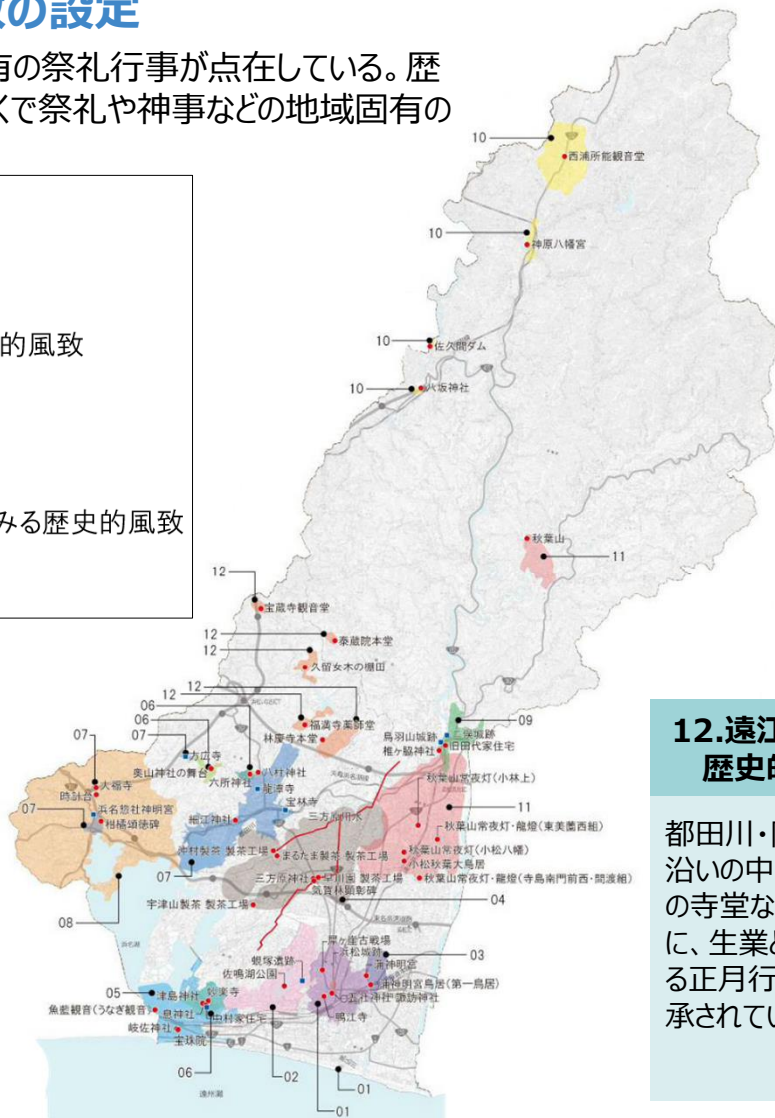
- 01. 浜松城下の営みにみる歴史的風致
- 02. 佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致
- 03. 天竜川下流の荘園から継承された歴史的風致
- 04. 開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致
- 05. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致
- 06. 農村歌舞伎にみる歴史的風致
- 07. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致
- 08. 三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致
- 09. 二俣地域の営みにみる歴史的風致
- 10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致
- 11. 秋葉信仰にみる歴史的風致
- 12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致

06.農村歌舞伎にみる歴史的風致風致

定期公演ののぼりが掲げられる農村集落を舞台に、地域固有の農村歌舞伎とその保存技術が継承されている。



横尾歌舞伎



10.中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致

佐久間・水窪地域を縦断する中央構造線沿いの山村集落を舞台に、特徴的な民俗芸能が継承されている。



西浦の田楽

12.遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致

都田川・阿多古川沿いの中山間地域の寺堂などを舞台に、生業と関係する正月行事が、継承されている。



川名のひよんどり

- 愛媛県内子町では、**重点区域にある古民家が活用されずに老朽化が進み、滅失する現状を打破するため、住民と内子町職員が中心となって古民家の清掃や調査をするボランティア組織「古民家守り隊（仮称）」**を立ち上げ。
- きれいになった建物をイベント等で活用し、所有者に取り壊す以外の選択肢があることを伝えている。

※内子町歴史まちづくり計画：R1年認定

元活動写真館や空き家となった古民家の清掃・片づけ

元活動写真館である「旭館」や所有者が遠方に住んでおり管理・維持が難しい古民家などの清掃・片づけを実施。片づけた建物をチャレンジショップやイベント等で活用している。



旭館の清掃・片づけ



旭館で行われた「人形劇」。多くの子供が訪れた。

古民家守り隊（仮称）

- ・メンバー：住民有志と内子町職員が中心となって活動。SNSなどで参加者を募り、その都度参加したい方が活動に参加。
- ・活動内容：適宜、清掃・片づけ活動や空き家調査を実施。月1回の定例会で調査報告や情報交換を行っている。

効果：R6年から取組を開始。空き家の調査や片付けの活動により現在3件（うち、歴史的建造物2件）の建物の活用につながっている。



過去には取り壊しの話もあったが、独特な意匠などから価値が次第に認められている建物。古民家守り隊の清掃活動などを契機に新たな活用が模索されている。



所有者の協力のもと、片づけた空き店舗（古民家）をチャレンジショップとして利用

歴史まちづくりの成果⑤：交流人口の増加（高知県佐川町）

- 佐川町では、これまで観光は花見の時期に限られていた。しかし、上町地区の町並み整備や牧野公園の整備・植栽活動、酒蔵を舞台にしたイベントやひな祭りのイベント開催等に連れて、交流人口が徐々に増加してきた。リピーターも同様に増えている。
- 今後もボランティアによる「まち歩きガイド」を中心に、地域住民の地道で手作りの観光まちづくりを継続・推進する予定である。

※佐川町歴史まちづくり計画：H21年認定

町並みやイベント等の実施による交流人口の増加

まち歩きガイド

地元住民で構成されるNPO団体佐川くろがねの会は、佐川町の歴史や上町地区の成立を学び、内容を「まち歩きガイド」として観光客に伝授。昨今のインバウンド需要を受け、多言語対応にも取り組んでいる。



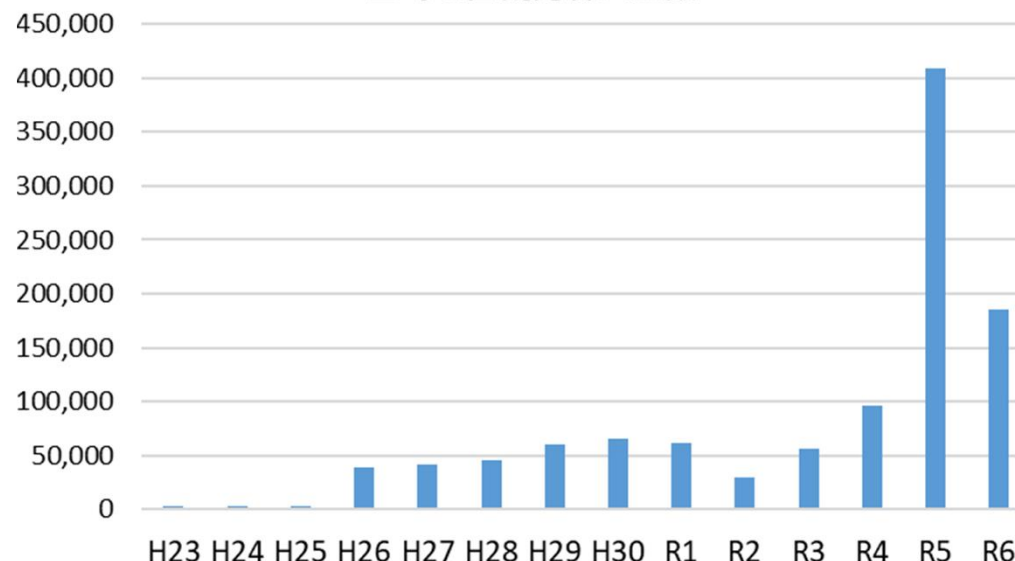
酒蔵ロード劇場

酒蔵ロード劇場は白壁をスクリーンに見たて、切り絵やイラストを投影するイベントで、H30年から実施し、町の代表的イベントとして発展し、毎年開催している。



- ・ 令和5年には佐川町出身の牧野富太郎を題材としたNHKテレビドラマが放送されたことを受け、延べ40万人もの観光客が上町地区を来訪。
- ・ ただし、それ以前のコロナ禍以降の令和3年から、各種町並みやイベント等の開催により、観光客入込数は、増加傾向で推移してきている。

上町地区観光客入込数



佐川町の歴史的風致



01. 文教が醸し出す歴史的風致



02. 古城山にみる歴史的風致



03. 商いにみる歴史的風致



04. 民俗芸能にみる歴史的風致

出典：佐川町歴史的風致維持向上計画より引用・佐川町へのヒアリングから国土交通省都市局作成

2. 歴史まちづくりの方向性

－都市の個性の確立と質の向上に関する懇談会を受けた素案

- 国土交通省都市局の〈都市の個性の確立と質の向上に関する懇談会〉の中間取りまとめ『**成熟社会の共感都市再生ビジョン**』では、「**(3) 地域資源の保全と活用によるシビックプライドの醸成**」の項で、歴史まちづくりの現状・課題、方向性が整理された。

〈都市の個性の確立と質の向上に関する懇談会〉中間取りまとめ：『**成熟社会の共感都市再生ビジョン**』

地域資源の保全と活用によるシビックプライドの醸成

(※下記は関連ポイントの要約)

《現状》

● 歴史・文化の継承に寄与する建造物に係る取組は一定の進展

- 都市の魅力を高める地域資源として、歴史や文化を継承する建造物の重要性が認識されるようになった。文化財保護法では**国宝や重要文化財の指定等**、歴史まちづくり法では**歴史的風致を継承する歴史まちづくり計画が認定**され、歴史まちづくりの取組が進展してきた。

《課題》

● 自主的な保護に委ねられている地域資源の毀損・滅失危機への対応

- 地方公共団体や所有者による自主的な保護に委ねられた登録有形文化財や地方指定文化財の中には、**毀損・滅失の危機に直面する地域資源**もある。
- こうした地域資源は、歴史まちづくり法の対象外のため計画的なまちづくりが行われてこなかったため、**保全・活用が仕組みが必要**である。

● まちなかとの人的・経済的な循環構築への対応

- 国指定等の文化財を有する、或いは重要伝統的建造物保存地区であっても、**まちづくりの担い手の世代交代が進むことで、理念の継承、観光客・移住者等の受け入れなど課題が山積する地域**もある。こうしたエリアを面的に整備することで、**まちなかとの人的・経済的な循環を構築しつつ、歴史的建造物の活用によって収益の再投資を促す循環的な仕組みが必要**である。

● 近現代建築の保全・解体危機への対応

- 近現代建築は、若い世代に再評価され都市の個性や賑わいを創出しているが、昭和期に建てられた建造物など、文化財に指定等される前に、保全と解体の岐路に立つ建造物も多い。**
- これらの地域資源は、**地方創生の中核として期待されることを踏まえ、広くまちづくりに活かし、稼ぐ地域を作ることに関係人口の参画も図りながら、地域全体で支える仕組みを構築する必要**がある。

《方向性》

方向性①：歴史まちづくり計画の核となる文化財類型の見直し（重点区域の核拡大）**方向性②：歴史まちづくり計画と文化財保存活用地域計画の連携**

（※下記は関連ポイントの抜粋）

都市の固有の魅力を高めていくため、**地域の歴史や文化を核とするまちづくりの更なる進展が必要**である。そのためには、**全国各地に存在する毀損・滅失の危機にある地域資源も掘り起こし、法定の計画等の枠組により保全・活用**することで、エリア全体のまちづくりに活かすことが有効であり、これにより、**シビックプライドの醸成による域内への磁力の強化と、観光産業や国内外の観光客の地方誘客により域外から稼ぐ力を伸ばし、地方創生に繋げるべきである。**…

その際、地域の誇りであって地域として大切にしていける都市のシンボルであれば、**国宝や重要文化財等に限らず、登録有形文化財、地方指定文化財をはじめとする様々な地域資源**についても、まちづくりにおける意義やそれらが形成するストーリーを評価する方策を検討すべきである。具体的には、**歴史まちづくり計画や文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画の役割を重視することが有用**である。このうち、**歴史まちづくり計画については、核となる文化財の類型を見直すことで、計画作成の裾野を拡大するとともに、文化財保存活用地域計画とも連携しつつ、歴史まちづくりに取り組みたい地方公共団体が柔軟に策定できる計画とすべきである。**歴史まちづくりは、**インバウンド誘客効果も含め、地方創生の中核として期待される**ものであり、インセンティブ措置を講じることが望ましい。…

■ 歴史まちづくり法での記載状況（現行）

法第二条

～略～

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項又は第百九条第一項の規定により**重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物**（以下「重要文化財建造物等」という。）**の用に供される土地**

ロ 文化財保護法第百四十四条第一項の規定により**選定された重要伝統的建造物群保存地区**（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）**内の土地**

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

法第五条

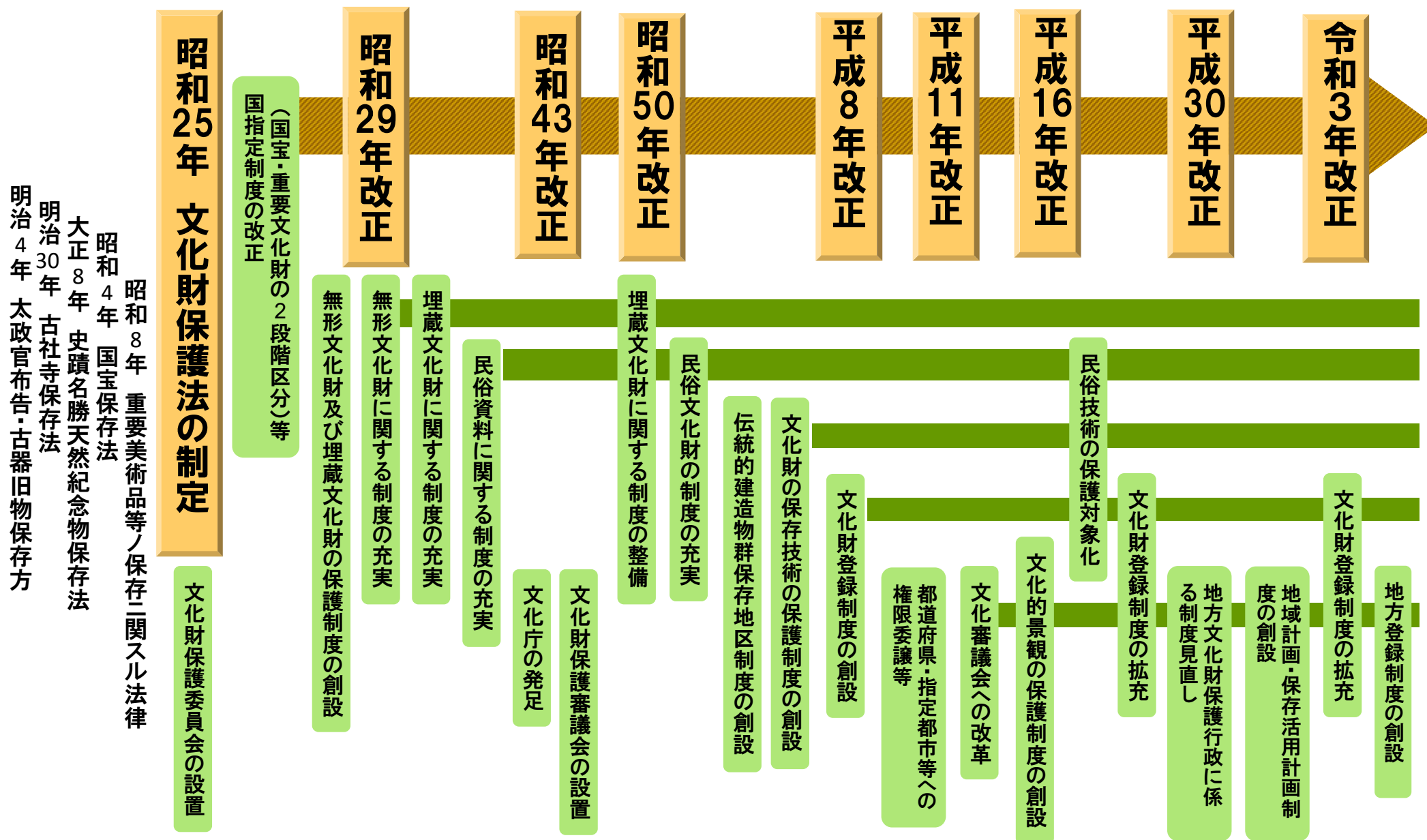
2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

～略～

二 重点区域の位置及び区域

《方向性①の検討前提》 (参考) 文化財保護制度の変遷

- 文化財保護制度は、昭和25年の法制定以降、数回の改正を経て、無形文化財や民俗資料、埋蔵文化財、伝統的建造物群保存地区など、保護対象を拡大し、保存と活用の両面を重視するように発展してきた。



- 保護対象となる文化財の類型は文化財保護法に基づき整理されている。

文化財の類型（6 類型—第2条）

「有形文化財（建造物、美術工芸品）」

「無形文化財（音楽・演劇、工芸技術等）」

「民俗文化財（無形・有形）」

「記念物（遺跡・名勝地・動物植物地質鉱物）」

「文化的景観」

「伝統的建造物群」の類型

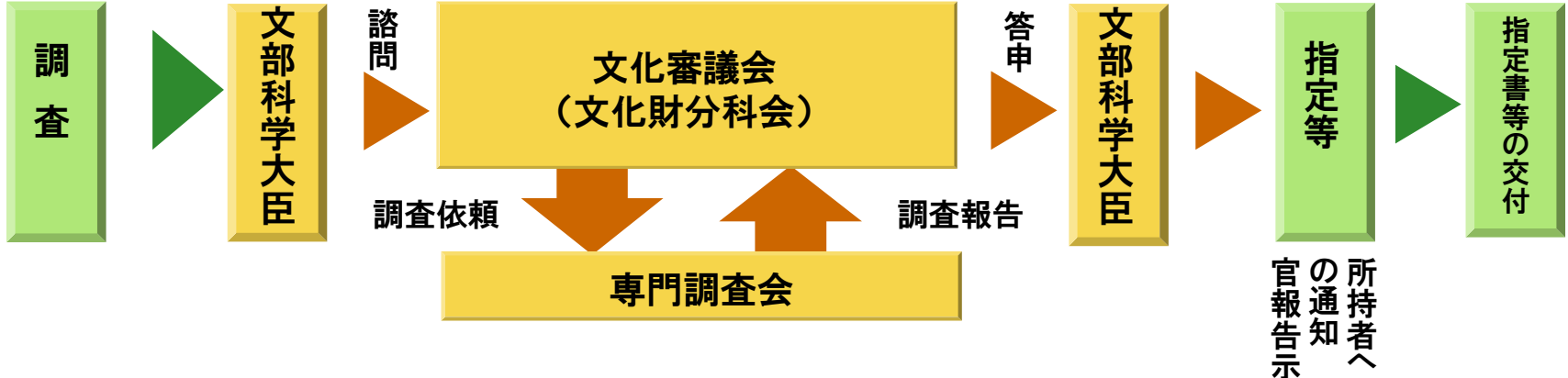
文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定・選定



文化財的価値・・・

- 歴史的価値（有形（建造物・美術工芸品）、無形（芸能、工芸技術）、史跡、伝統的建造物群）
- 学術的価値（有形（美術工芸品中の考古資料・歴史資料）、民俗、天然記念物、文化的景観）
- 芸術的価値（有形（建造物・美術工芸品）、無形（芸能、工芸技術）、名勝地）

○ 文化財保護にあたっては、国による文化財の指定・選定・登録を起点に、各主体による文化財の保護等に関わる取組がある。

国	A) 文化財の指定・選定・登録  B) 所有者に対する修理等に関する指示・命令等 C) 現状変更等の規制・許可、輸出の制限 D) 修理、整備活用、防災施設の設置、買上、計画作成等への補助、税制優遇措置 E) 文化庁長官による修理、公開、復旧、発掘
	所有者 (管理団体) A) 所有者の変更、毀損、所在場所変更等に係る届出 B) 文化財の管理・修理・公開 C) 重要文化財等の国に対する売渡の申出
地方 公共団体	A) 文化財保護条例の制定 B) 条例に基づく文化財の指定、登録 C) 修理等への補助 D) 保存活用大綱、地域計画の作成

※罰則：文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

○国宝・重要文化財（国指定）

種別／区分		国宝	重要文化財
美術工芸品	絵画	166	2,063
	彫刻	141	2,737
	工芸品	254	2,481
	書跡・典籍	235	1,933
	古文書	63	794
	考古資料	50	666
	歴史資料	3	236
	計	912	10,910
建造物		(298棟) 232	(5,532棟) 2,589
合計		1,144	13,499

○史跡名勝天然記念物（国指定）

特別史跡	64	史跡	1,911
特別名勝	36	名勝	432
特別天然記念物	75	天然記念物	1,040
計	175 (165)	計	3,383 (3,268)

※カッコ内は重複を除いた指定件数

○重要無形文化財（国指定）

	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	38	54	15	15
工芸技術	33	50	16	16
合計	71	104	31	31

○重要文化的景観（国選定）：73件

○重要伝統的建造物群保存地区：129件
（国選定）

○登録有形文化財（建造物）：14,376件

○登録有形文化財（美術工芸品）：18件

○登録無形文化財：6件

○登録有形民俗文化財：52件

○登録無形民俗文化財：8件

○登録記念物：138件

※選定保存技術

選定件数	保持者		保存団体	
	件数	人数	件数	団体数
87	52	63	44	48 (40)

《方向性①の素案》 核となる文化財類型の見直し（重点区域の核拡大）

- 歴史まちづくり法に基づく「歴史まちづくり計画」は、核となる国指定文化財等の建造物とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を設定することが求められる。現行法では、重点区域に含む必要がある建造物は、**国指定の重要文化財や重要伝統的建造物群等**に限られている。（なお、計画には重点区域の設定が必須）
- より多くの自治体が、地域の歴史的風致を活かしたまちづくりに取り組むための環境を整備するために、**計画の核となり得る文化財の対象を拡大するとすれば、適切な拡大範囲はどこまでか。**

■ 歴史まちづくり計画の重点区域の核となる文化財類型（現行）

…国が指定する有形文化財と記念物（建造物）、重要伝統的建造物群保存地区
 ポイント：国の価値づけ、現状変更等に対する許可制による強い規制（継承の担保）

	国		都道府県・市区町村	
	指定・選定	登録	指定・決定・選定	登録
有形の文化財	重要文化財、国宝	登録有形文化財	有形文化財	有形文化財
	重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財	有形の民俗文化財	有形の民俗文化財
記念物	史跡、特別史跡	登録記念物	遺跡	遺跡
	名勝、特別名勝		名勝地	名勝地
	天然記念物、特別天然記念物		動物・植物・地質鉱物	動物・植物・地質鉱物
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	—	伝統的建造物群保存地区	—
文化的景観	重要文化的景観	—	文化的景観	—
無形の文化財	重要無形文化財	登録無形文化財	無形文化財	無形文化財
	重要無形民俗文化財	登録無形民俗文化財	無形の民俗文化財	無形の民俗文化財

《方向性①の素案》 核となる文化財類型の見直し（重点区域の核拡大）

- 文化財類型の拡大案として、下記の文化財も重点区域の核に含まれるようにする案を作成。
- ・重要文化的景観…自治体が保存のための措置を行い、国が文化審議会に諮り選定し、一定の価値づけを行っている。
 - ・国登録文化財…国が文化審議会に諮り登録し、一定の価値づけを行っている。現状変更は届出制。
 - ・自治体指定文化財…基本的に許可制により現状変更の規制がされており、地域において一定の価値づけが行われている。
- ただし、国の認定に足り得る建造物としての価値は必要であり、下記の点は別途認定要件として今後検討を進める予定。
- ・地域の歴史的風致の核としての役割を有すること
 - ・少なくとも計画期間中に滅失の恐れが無いこと

■ 拡大案

従前範囲

拡大範囲

従前

拡大

	従前範囲		拡大範囲	
	国		都道府県・市区町村	
	指定・選定	登録	指定・決定・選定	登録
有形の文化財	重要文化財、国宝	登録有形文化財	有形文化財	有形文化財
	重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財	有形の民俗文化財	有形の民俗文化財
記念物	史跡、特別史跡	登録記念物	遺跡	遺跡
	名勝、特別名勝		名勝地	名勝地
	天然記念物、特別天然記念物		動物・植物・地質鉱物	動物・植物・地質鉱物
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	—	伝統的建造物群保存地区	—
文化的景観	重要文化的景観	—	文化的景観	—
無形の文化財	重要無形文化財	登録無形文化財	無形文化財	無形文化財
	重要無形民俗文化財	登録無形民俗文化財	無形の民俗文化財	無形の民俗文化財

《方向性①の素案》 核拡大により対象となり得る文化財等

～近世以前

近代以降～

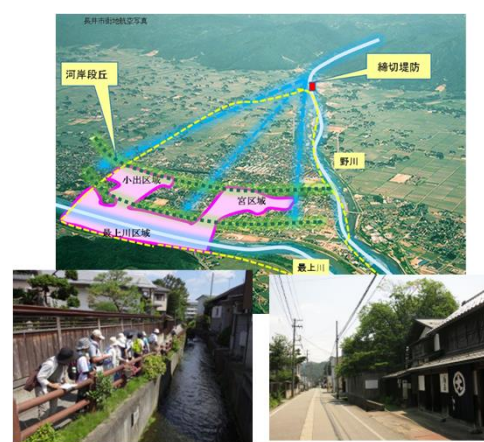
白石の城下町と武家屋敷 (宮城県・白石市)



柴又帝釈天及び周辺の町並み (東京都・葛飾区)



最上川上流の水の町場景観 (山形県・長井市)



上下地区白壁の町並み (広島県・府中市)



指定状況	県指定・市指定有形文化財 (白石城跡、片倉家中武家屋敷・小関家、等)	重要文化的景観 (帝釈天題経寺等を含む、葛飾柴又の文化的景観)	重要文化的景観 (最上川上流域における長井の町場景観)	国登録有形文化財 (翁座、旧上下警察署庁舎)
建造年代	1600年代～	1620年代～	1690年代～	江戸時代～
特徴	- 白石市の礎となる城下の町並みは、戦国時代から伊達氏の家臣・片倉氏により築き上げられてきた。 - まちなかには、1602年に片倉氏が居城とした白石城跡（市指定文化財・木造で復元）を中心に、周辺には片倉家の家臣小関の屋敷（県指定文化財）、片倉家御廟所（市指定史跡）などがあり、かつての白石の城下町を構成した文化財が分布する。	- 帝釈天題経寺を中心とし、周囲の低地を開発しながら、一つの領域として発展。その都市構造と、生業を基盤とした独特の情緒ある景観が継承され、2017年に都内初の国の重要文化的景観に指定。 - 周辺の柴又八幡神社では毎年大正以前より続く伝統行事である「柴又の三匹獅子舞」が行われる。本行事は葛飾区指定無形民俗文化財に指定。	- 長井の町場は、朝日連峰を水源とする置賜野川の豊富な水量がもたらした治水と利水の歴史が扇状地の散居集落を形づくり、流れ下って宮・小出の町場を巡る河川・水路や敷地内水路により、町場の生業を発展。 - 元禄7年（1694）に最上川舟運が開かれ、舟運による流通・往来は、町の都市基盤、産業基盤を形づくる。 - その「水のつながり」による景観が評価され、重要文化的景観に選定。	- かつて江戸幕府の天領であった上下は、代官所（陣屋）が置かれ、地域の政治的な中心地であった。 - さらに陰陽交通の要衝に位置し、中国各地を結ぶ街道の中枢拠点として、商業・金融でも栄えた。 - 江戸時代の町家（旧田辺邸）と、明治時代の建物で、翁座や旧上下警察署庁舎の国登録有形文化財等が一体となり、調和した白壁の町並みを形成。

近代以降～

湯河原町の温泉街 (神奈川県・湯河原町)



秩父の大正レトロの街並み (埼玉県・秩父市)



昭和レトロのまち (大分県・豊後高田市)



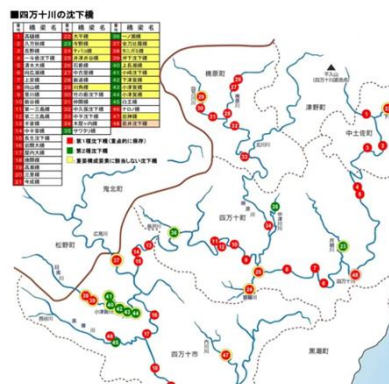
蔵の町並み (青森県・平川市)



指定状況	国登録有形文化財 (伊藤屋旅館、藤田屋旅館本館、富士屋旅館旧三号館等)	国登録有形文化財 (旧秩父銘仙出張所、旧大月旅館別館、小池煙草店、バリー食堂等)	国登録有形文化財 (旧高田農業倉庫、旧共同野村銀行社屋等)	国登録有形文化財 (農家所有の39棟の農家蔵群)
建造年代	1910年代～	1920年代～	1930年代～	1950年代～
特徴	- 湯河原温泉は、万葉集にも詠まれた古い歴史を持つ温泉地であり、時代を超えて湯治場として利用されてきた。 - 温泉街には、近代以降に建てられた伊藤屋(1912)や藤田屋(1923)、富士屋旅館の国登録有形文化財等、数多くの旅館が立地している。	- 大正時代から昭和時代初期にかけて、秩父銘仙の取引で賑わった当時のレトロな建物が数多く立ち並ぶ街並みがある。 - 国登録有形文化財としては、旧秩父銘仙出張所や旧大月旅館別館、小池煙草店、バリー食堂等があり、現在でも利活用され続けている建造物も多い。	- 米蔵であった旧高田農業倉庫(国登録有形文化財)は、現在「昭和ロマン蔵」でまちづくりに活用。 - 周辺商店街の建物(旧共同野村銀行社屋等)の多くも昭和30年代以前のもので、まち全体で当時の面影を残す。 - まちなかの各店舗では、懐かしい道具の展示や昭和らしい商品の販売が行われ、「昭和の町祭り」等まちの雰囲気を活かしたイベントを開催。	- 平川市の尾上地域には334棟の蔵があり、うち94%が農家所有。さらに、尾上金屋地区には、国の登録有形文化財の土蔵が39棟ある。 - これらの土蔵は、戦後農地改革により小作農が「自作農」できるようになり、昭和25年から38年代にかけて、蔵の建造を目標に先を争って建て始めたブームの名残。現在「尾上町蔵保存利活用促進会」が文化遺産に位置付けて活動中である。

インフラ建造物

流域の生活道としての沈下橋 (高知県・四万十川流域)



新河岸川とかつての船運 (埼玉県川越市)



三菱重工長崎造船所 (長崎県長崎市)



指定状況	重要文化的景観・一部国登録有形文化財 (一斗俵沈下橋、里川橋等)	市指定史跡 (新河岸川・河岸場跡)	未指定 (三菱長崎造船所 第三船渠) ※但し、「三菱長崎造船所旧木型場」は、世界遺産にも登録されている
建設年代	1930年代	1630年代	1900年代
特徴	- 沈下橋は、自然と調和した構造物として、四万十川の魅力を形づくっている重要なものであり、生活文化遺産として原則、保存することとされる。 - 高知県では1998年、生活道に加え、後世に引き継ぐべきものとして「四万十川沈下橋保存方針」を策定し、重点的に保存・維持管理の方針がとられた。 - 国登録有形文化財に登録されたものを含め、本流に22橋・支流に26橋（合計48橋）ある	- 新河岸川の河岸場跡は、江戸時代に川越-江戸を川で結び、人や物を運んで栄えた「川越舟運」の船着場跡である。 - 川越～花江戸までの新河岸川・荒川には、37ヶ所の河岸場がある。新河岸川河岸場跡がある旭橋を中心に、上新河岸・下新河岸・扇河岸・牛子河岸・寺尾河岸をまとめて「川越五河岸」と呼び、特に賑わっていたといわれる。 - 河岸場跡は、川越市の史跡に指定。	1861年に江戸幕府直轄の製鉄所として完成、明治政府によって長崎造船局と改称されたのち、払い下げられて三菱重工業の造船所となった。現在も船舶建造が行われている。 - 造船所内の一部施設は「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として世界遺産に登録されている。

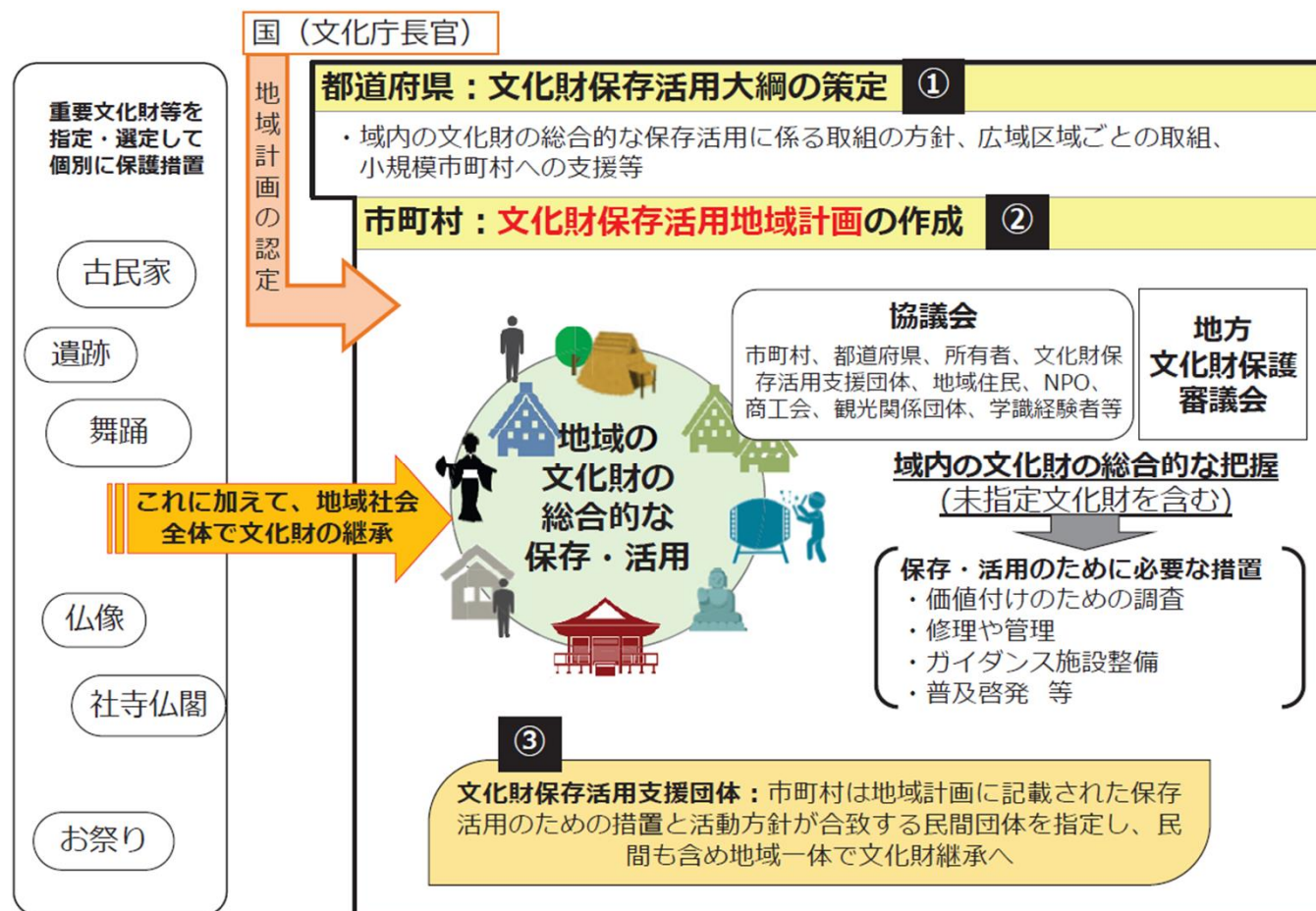
論点 1

方向性① 核となる文化財類型の見直し

- ① 核となる文化財類型を拡大する場合、【意義】【期待されること】は、どのように考えられるか？
- ② 【今後計画認定を促進すべき地域】として、どのような地域が考えられるか？
（イメージや類型、具体事例でも）
- ③ 追加された「核」をもとに計画認定を行う際、【留意すべき事項】は何か？
 - ・歴史的風致の形成において核としての役割を有しているか
…例：文化財保存地域計画や日本遺産の整理も参考にする、周囲の歴史的建造物の広がり 等
 - ・建造物の滅失可能性、かけられている規制の程度
等

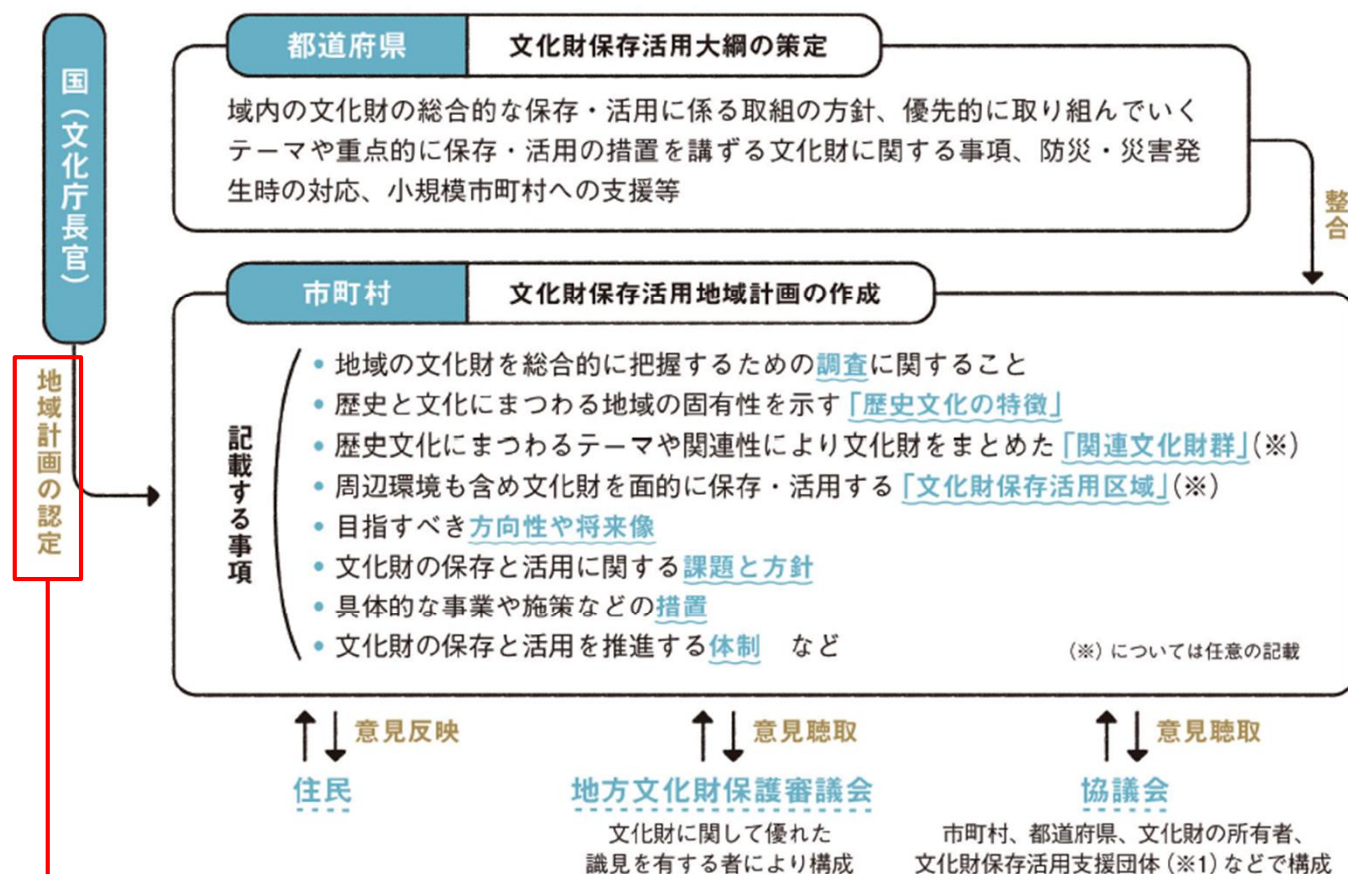
《方向性②の検討前提》文化財保存活用地域計画とは

- 文化財保存活用地域計画とは、市町村における文化財の総合的な保存と活用に係る計画である。（平成30年に制度創設）
- 文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの2つの役割を担っている。加えて、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが、地域総がかりで文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげる。
- これまでの個別の文化財保存・活用の取組に加え、関わりが薄かった様々な分野においても、未指定を含めた文化財を生かし、その存在感（存在意義）を高め、社会全体での総合的・一体的な保存・活用を推進する。



《方向性②の検討前提》 文化財保存活用地域計画の作成内容

- 文化財活用地域計画では、地域における文化財を総合的に把握した上で、それら文化財の保存・活用によって目指すべき方向性や将来像、及びその将来像の実現に向けた課題を整理する。さらには、それら課題を捉えた上での方針を明確にし、方針に基づき、誰がいつどのような事業を行うのかを整理する。
- 地域計画の作成を通じては、地域の文化財を総合的に把握するとともに、文化財保護のビジョンやアクションプランを共有、関係主体の連携体制を強化するとともに、関係する補助事業の優遇措置を獲得できる等、多様なメリットがある。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- ① 文化財保護におけるビジョンの共有
- ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- ⑤ 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化

- ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
- ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇

地域計画認定市町村へのアンケート（2020年10月）より

※令和7年7月現在、
第1期：210、第2期：2市区町村
の市区町村作成計画が文化庁から認定。

- ・令和6年度募集に基づく、地域計画作成済の場合に申請可能・補助率加算のある補助事業、認定済の場合に優先採択を受けることができる補助事業一覧
- ・下記補助事業を想定した措置を計画に組み込むことで、地域計画作成後や認定後の措置の実効性が高まることを期待

①地域計画作成済の場合、申請可能

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業－地域のシンボル整備等）

②地域計画作成済の場合、補助率5%加算

文化資源活用事業費補助金（全国各地の魅力的な文化財活用推進事業（旧LivingHistory促進事業））

文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業－高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業）

文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業－文化遺産観光拠点充実事業）

③地域計画が認定済の場合、優先的採択の見込み

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業－地域文化遺産・地域計画等）

文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業－地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）

- 歴史的風致維持向上計画と文化財保存活用地域計画の現在の連携状況は下記の通り。

■文化財保護法

（文化財保存活用地域計画の認定）
第百八十三条の三

～略～

- 4 **文化財保存活用地域計画**は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する**歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。**

■歴史まちづくり法

法運用指針

～略～

3. 歴史的風致維持向上計画認定制度 3－1. 認定の手続等 ②歴史的風致維持向上計画の作成
…文化財保護法第183条の3の規定に基づく市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「**文化財保存活用地域計画**」や文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月30日）において提言されている「歴史文化基本構想」を策定し、**それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。**

○ 歴史的風致維持向上計画と文化財保存活用地域計画の記載事項を比較すると、文化財の保存・活用方針に関する記載事項は類似しているため、作成に係る自治体の負担を軽減できる余地があると考えられる。

※紫字 = 重複記載事項

歴史的風致維持向上計画 の記載事項
① 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
② 重点区域の位置及び区域
③ 文化財の保存又は活用に関する事項
④ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
⑤ 歴史的風致形成建造物の指定の方針
⑥ 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
⑦ 計画期間
⑧ その他主務省令で定める事項

文化財保存活用地域計画 の記載事項
① 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
② 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
③ 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
④ 計画期間
⑤ その他主務省令で定める事項



・重複する事項について、文化財保存活用地域計画の記載内容を歴史まちづくり計画にそのまま記載することを可能とする

(留意事項)

・双方の計画期間が異なる場合や、片方の計画が途中で変更になった場合、文化庁（地域計画担当）と国交省・文化庁・農水省（歴まち担当）が連携を図る必要が生じる。

論点2

方向性② 文化財保存活用地域計画との連携

- ① 地域計画と歴まち計画の連携による【意義】【期待されること】は、どのように考えられるか？
- ② ほか、連携が考えられる取り組みは考えられるか？

3. その他（歴史まちづくり法の運用等のあり方について）

■ 歴史まちづくり法

法第一条

この法律は、**地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境**（以下「歴史的風致」という。）の**維持及び向上を図るため**…

運用指針 別添2

歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト

～略～

2. 活動

- ☐ **50年以上の歴史**があることが分かる。

（正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。
文化財指定を受けている必要はない。）

- ☐ **目に見える活動**など、**外から見える活動や雰囲気を感じられる活動**であることが望ましい。

論点3

① 近現代（おおよそ昭和期以降）の建造物や周辺市街地で行われる「活動」について、具体的にどのような活動があり、どれを歴まち法で促進していくべきか？

- ・ 歴まち法制定当初は城下町や宿場町、門前町から発展した都市の認定が大半であり、記載される「活動」も伝統的な祭りや行事が中心であったが、近現代の建造物を核とする場合、伝統的な祭りや行事以外でもどのような活動が想定し得るか。
- ・ なお、近年では、地域の偉人の顕彰活動、地域の人々の清掃活動、明治以後始まったイベント、などの事例も出始めている

② 必ず50年以上続く活動でなければならないのか？

- ・ 40年・45年と続いてきた活動でも、内容によっては、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動になる可能性は考えられないか。

③ 五感で感じられる活動以外も、活動として想定することはできないのか？

- ・ 「外から見える活動や雰囲気を感じられる活動」でなくても、対象に含められる可能性は考えられないか。

《論点3》 歴まち法により維持・向上を図る活動について（法第1条）

近現代建築とその周辺の活動について 前川國男作品（青森県弘前市）

【市内に現存する前川作品】



木村産業研究所（1932）



弘前中央高校講堂（1954）



弘前市庁舎（1958）



弘前市民会館（1964）



弘前市立病院（1971）



弘前市立博物館（1976）



弘前市緑の相談所（1980）



弘前市斎場（1983）

- 弘前市には**日本を代表する近代建築の巨匠・前川國男**が手がけた建築物が多数残されている。
- 前川の最初の設計建築である「木村産業研究所」をはじめ、「弘前中央高校講堂」や「弘前市庁舎」など、数多くの公共建築物を手がけ、現在、**8点の前川作品が市内に残されている**。



- **近現代建築と、そこで展開される活動も、歴史的風致に含めていくべきか。**

五感で感じられる以外の活動 文化人の集まり（奈良県奈良市）



学校法人奈良学園HP

「【志賀直哉旧居】平成 26 年度近代文学
講座第 1 回を開催」より

- 古都である奈良で育まれてきた歴史的風土の魅力により、**奈良には数多くの文化人が訪れ、文学・芸術活動が繰り返られてきた**。
- 現代でも、**志賀直哉が居を構えた高畑地域では、文学・芸術に関するセミナー等が活発に開催され、文化活動が盛んに行われている**。
- 活動は屋内での交流が中心であり、**外部から見える活動ではないが**、こうした事例も歴史的風致に含めていくべきか。



- **活動は屋内での交流が中心であり、外部から見える活動ではないが、こうした事例も歴史的風致に含めていくべきか？**

《論点4》 歴まち法が対象とする「建造物」について（法第1条）

■ 歴史まちづくり法

法第一条

この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる**歴史上価値の高い建造物**及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため…

法運用指針

2. 歴史的風致の定義

～略～

…「建造物」とは、**建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したもの**をいう。

論点 4

- ① どの程度人の手が加わっているものを対象とするか？
- ② 自然林や岩などの人手が加わっていない自然物も、対象になる可能性はあるか？

《論点4》 歴まち法が対象とする「建造物」について（法第1条）

人手が加わっているもの

棚田（長崎県平戸島春日集落）



重要文化的景観

- ・長崎県平戸島の西岸にある春日集落は、**かくれキリシタンの伝統文化**を持ち、**世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の一部**を構成している。
- ・春日集落の山間部から海まで続く「**春日の棚田**」は、**潜伏キリシタン時代の風景**を残しており、「**平戸島の文化的景観**」として、国の重要文化的景観に選定されている。



- ・**自然を人手によって加工した状態のものは、歴史的風致に含めていくことは可能か？**

人手が加わっていないもの

信仰対象となる自然物（北海道平取町）



出所：北海道博物館協会・学芸職員部会・コラム
<https://www.hk-curators.jp/archives/2485>

重要文化的景観

- ・北海道沙流郡平取町には、「**オプシヌプリ**」と呼ばれる**アイヌ伝承地**が存在する。**アイヌの神であるオキクルミカムイが弓に矢をつがえ、射抜いたとされる伝承**がある。
- ・「**アイヌの伝統と近代の開拓による沙流川流域の文化的景観**」の一部として重要文化的景観に選定されている。



- ・**歴史的に信仰対象となってきた自然物も、歴史的風致に含められる可能性はあるか？**